

令和3年11月11日
東京航空局

羽田空港 Wings of Life 格納庫に関する訴訟提起について

11月10日、国において、羽田空港旧整備場地区に位置する航空機用の大型格納庫（以下、「本体格納庫」という。）の敷地及び格納庫に関し、

- ① 株式会社 Wings of Life（以下、「WOL社」という。）を被告とする
建物収去土地明渡請求訴訟
- ② 羽田空港格納庫合同会社（以下、「合同会社」という。）を被告とする
所有権移転登記抹消登記請求訴訟

を東京地方裁判所に提起いたしましたので、お知らせします。

本体格納庫敷地及び格納庫にかかる営業をめぐっては、WOL社が適切な管理を実施しない上に国有財産（土地）使用料も滞納したこと等から、国が平成28年3月に国有財産使用不許可処分、構内営業不承認処分等を行い、敷地の原状回復と返還を求めておりました（※）。

しかし、国の承認を受けずに、WOL社から合同会社へ所有権移転登記がなされた上、現在に至るまで原状回復と返還がなされていないことから、訴訟を提起したものです。

経緯の詳細については添付のとおりですが、国としては、引き続き、羽田空港における本体格納庫の敷地に関し、原状回復と返還を求めていく立場であり、これら訴訟の提起により、速やかに事態の解決が図られることを期待しております。

※ 平成28年9月、WOL社がこれら不許可及び不承認処分を不服として、処分の取消し等を求めて行政事件訴訟を提起し、東京地方裁判所での第一審（令和2年12月10日）、東京高等裁判所での控訴審（令和3年6月9日）において、いずれもWOL社の訴えを退け、国の勝訴とする判決が言い渡されましたが、WOL社が上告等を行ったため現在係争中です。

問合せ先：国土交通省 東京航空局 空港部 管理課
電話：03-5275-9317 FAX：03-3221-3687

株式会社Wings of Life (石川県金沢市) (以下「WOL社」)

・格納庫取得日 : H24.4.13

羽田空港格納庫合同会社(東京都渋谷区)(以下「合同会社」)

・所有権移転登記日:H30.5.22(国の承認を受けず、WOL社との間で売買契約を締結)



今回の訴訟に至った経緯

羽田空港旧整備場地区に位置する航空機用の大型格納庫(以下、「本件格納庫」という。)の敷地及び本件格納庫に係る営業について、WOL社が適切な管理を実施しない上に国有財産(土地)使用料も滞納したこと等から、国は、平成28年3月に国有財産使用の不許可処分、構内営業の不承認処分等を行い、敷地の原状回復と返還を求めてきましたが、現在に至るまで原状回復と返還がなされていないことに加え、国の承認を受けずにWOL社から合同会社へ本件格納庫の所有権移転登記がなされました。

国としては、速やかな敷地の原状回復と返還、不法占拠に伴う損害金の支払請求のため、順次、民事訴訟において解決を図ることとしており、今回、WOL社に対する建物収去土地明渡請求訴訟と本件格納庫の登記名義をWOL社に戻すための合同会社に対する所有権移転登記抹消登記請求訴訟を提起しました。

- ① WOL社に対する損害賠償請求 (R3.4.2提訴済み)
- ② 合同会社に対する処分禁止の仮処分申請 (R3.5.21申立て) → R3.7.5 仮処分決定、R3.7.6付け登記済
- ③ **WOL社に対する建物収去土地明渡請求 及び 合同会社に対する所有権移転登記抹消登記請求訴訟 (R3.11.10提訴)**

国有財産の不許可処分等の理由と行政事件訴訟

国は、平成28年3月30日、以下の理由により国有財産使用不許可処分、構内営業不承認処分を行いました。

これに対し、同年9月28日、WOL社は、処分取消等を求めて行政事件訴訟を提起しており、第一審 (R2.12.10)、控訴審 (R3.6.9) いずれもWOL社の訴えを退け、国の勝訴とする判決が言い渡されましたが、WOL社が上告したため現在係争中です。

【不許可・不承認の理由】

- ① 営業開始当初から4年連続の赤字で黒字達成の見込みがない
- ② 敷地の使用開始当初から5年連続で使用料の支払いが遅延
- ③ 格納庫に無断で根抵当権を設定 (空港管理規則違反)
- ④ 当初申請時に提出された銀行の預金残高証明書が偽造文書であったことが判明